

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえ、適用期限(2026(令和8)年3月末)は延長しない。

2.内容

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について2026(令和8)年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

3.影響

本措置の廃止後は教育資金を一括で贈与することに対する非課税措置がなくなるため、扶養義務者から教育に充てるために通常必要と認められるものによる財産の贈与も含めた検討が必要になると考えられる。

4.実務のポイント

2026(令和8)年3月31日までに教育資金贈与に関する資金拠出を行い本措置の適用を受けた場合には、贈与者の死亡または教育資金管理契約の終了が2026(令和8)年4月1日以降であっても、一定の場合には受贈者は相続税又は贈与税が課される。

1. 改正の趣旨・背景

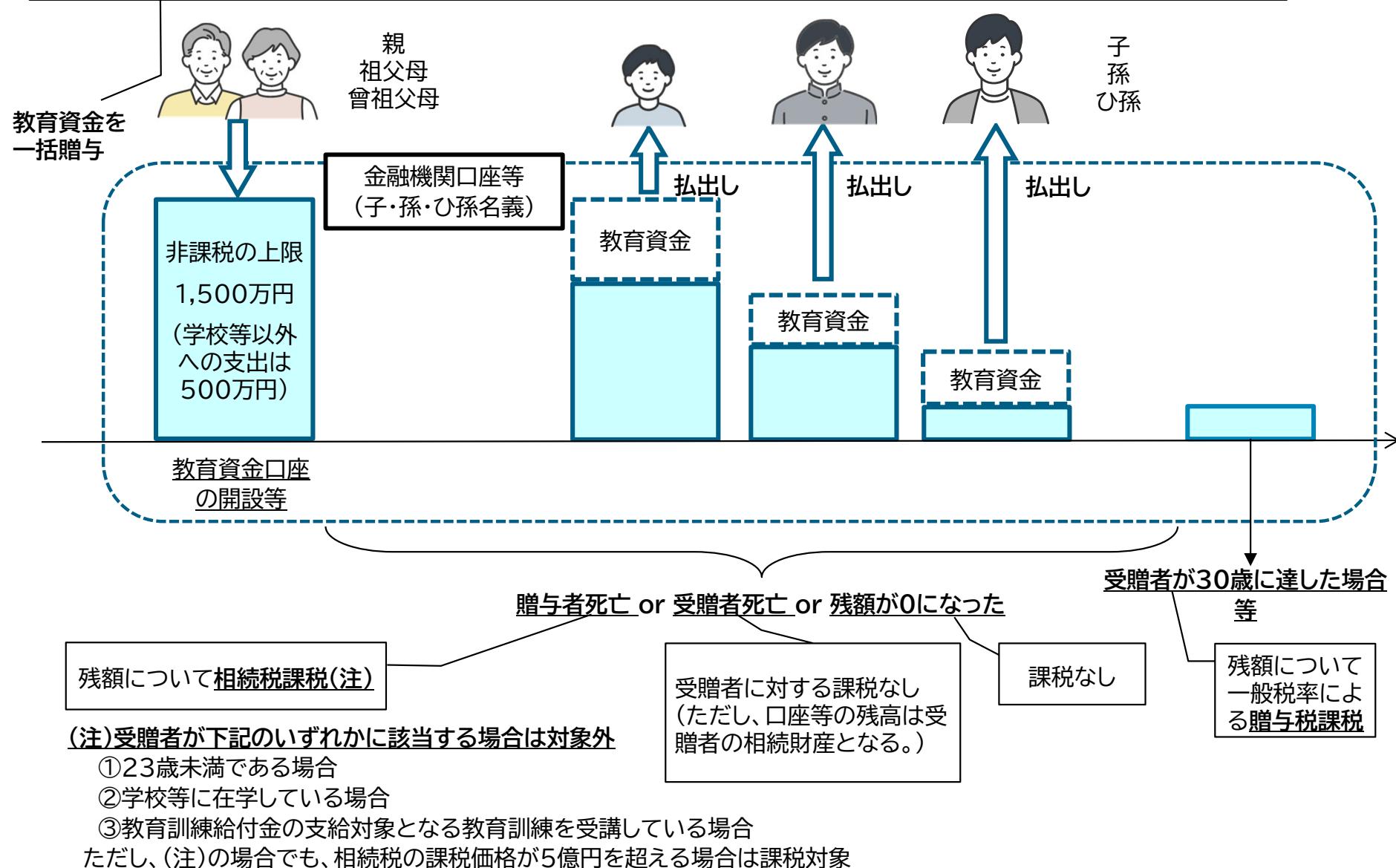
- ・教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、2013(平成25)年度の税制改正で導入された。その後、2019(平成31)年度には格差の固定化につながらないよう、機会の平等に留意した見直しにより、受贈者に所得要件が設けられ、2021(令和3)年度には節税目的での利用につながらないための見直しにより、贈与者死亡時の相続税の課税免除の見直し等が行われた。また、2023年(令和5)年度には、利用件数が減少傾向にあることや、資産を多く保有する者による利用が多い状況を踏まえ、富裕層とそれ以外の層の格差の固定化を防止し、節税目的の利用につながらないよう、贈与者死亡時の相続税の課税免除の見直し等を行った上で、適用期限が3年延長された。
- ・これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえて、非課税措置の適用期限(2026(令和8)年3月末)は延長されないこととなった。

2. 改正の内容

- ・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、2026(令和8)年3月31 日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

2. 改正の内容

教育資金管理契約に基づく信託等可能期間が終了する2026(令和8)年3月31日までに資金拠出を行う場合には、引き続き本措置が適用される。



2. 改正の内容

【(参考)贈与税がかからない場合】

- ・贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかるが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、以下の教育費については贈与税がかからないこととなっている。

2 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

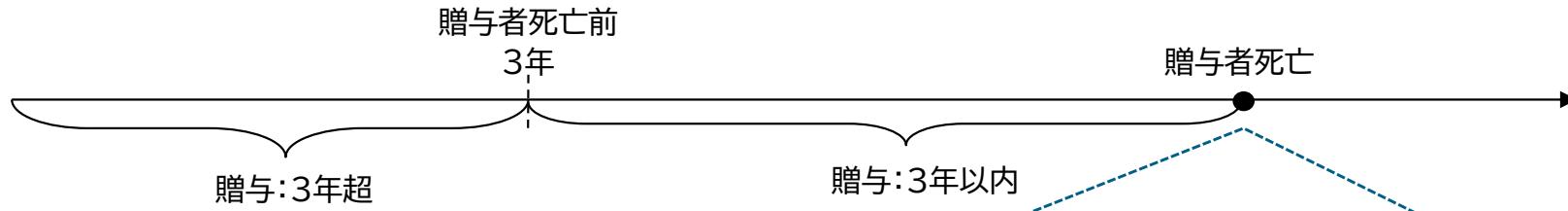
(前略) 教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

(出典:国税庁HP「タックスアンサー(よくある税の質問) / No.4405 贈与税がかからない場合」)

2. 改正の内容

【(参考)贈与時期ごとの贈与者死亡時の残額に係る相続税の取扱い】



内容	贈与者死亡から	受贈者	贈与者に係る 相続税の課税価格	一括贈与(追加の贈与を含む)の時期			
				2013年(平成25年)創設時 ～ 2019年(平成31年)3月31日	2019年(平成31年)4月1日 ～ 2021年(令和3年)3月31日	2021年(令和3年)4月1日 ～ 2023年(令和5年)3月31日	2023年(令和5年)4月1日 ～ 2026年(令和8年)3月31日
相続税の課税	3年超	受贈者が23歳未満等の場合 ※1	5億円超	無	無	無	有 ※2 (2割加算あり)
			5億円以下	無	無	無	無
		上記以外	-	無	無	有 ※2 (2割加算あり)	有 ※2 (2割加算あり)
	3年以内	受贈者が23歳未満等の場合 ※1	5億円超	無	無	無	有 ※2 (2割加算あり)
			5億円以下	無	無	無	無
		上記以外	-	無	有 ※2 (2割加算なし)	有 ※2 (2割加算あり)	有 ※2 (2割加算あり)

※1 受贈者が23歳未満等の場合とは下記のいずれかに該当する場合をいう
 ①23歳未満である場合
 ②学校等に在学している場合
 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※2 贈与者の死亡前に、受贈者が死亡した場合、残額が0になった場合、受贈者が30歳に達した等の場合には贈与者死亡時には課税なし